

平成
28年度

共済年金(厚生年金)の改定について

～年金額の改定はありません～

平成28年1月29日に総務省から「平成27年平均の全国消費者物価指数」が公表され、平成28年度の年金額は、法律の規定により、物価、賃金によるスライドは行われず、平成27年度から据え置きとなります。

ただし、被用者年金一元化法により端数処理が変更となったため、平成28年4月分の改定から月額で数円の増減が生じます。(改定時期は4月分が支払われる6月支給期となります。)

※ 平成27年10月に施行された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)」により、年金額の端数処理がそれまでの100円未満四捨五入から、1円未満四捨五入に改められました。これにより、基礎年金が満額でない方の年金額や厚生年金等の年金額については、基本的に各年金単位で年額50円以下(月額4円以下)の増減が生じることとなります。



お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307

平成28年度から変更する福祉課の主な事業について